

仕 様 書

- 業 務 名** 下関市リサイクルプラザ清掃業務
- 業 務 場 所** 下関市古屋町一丁目 1 8 番 1 号
下関市リサイクルプラザ
- 履 行 期 間** 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 業 務 日 時** 月曜日から金曜日 午前 8 時 1 5 分から、1 日の業務完了まで
業務の休日：土曜日、日曜日
年末年始の施設休業日
- 業 務 内 容** 別紙 1 - 2 清掃作業基準仕様書及び別紙 1 - 3 庁舎清掃業務基準表による日常の清掃作業
- その他**
- ・清掃等業務に必要な用具（ほうき、モップ、雑巾など）は受託者（以下「乙」という。）が用意することとし、トイレットペーパー、シートペーパー、ごみ袋、洗剤及び消毒剤等は下関市（以下「甲」という。）が提供することとする。
 - ・清掃等業務を適正に履行するため、乙は作業員を固定すること。
 - ・作業員がやむを得ない事情により清掃等業務を休務するときは、事前に甲に連絡し、代替作業員を確保すること。
 - ・委託料の請求及び支払いについて、乙は 1 月の業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出するものとする。なお、乙は 1 月の業務の成果が甲の検査に合格するごとに、当該業務を実施した月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
 - ・本仕様書に定める甲への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。

清掃作業基準仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、現地の状況に応じ軽微な部分はこの仕様書に記載のない事項であっても、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

清掃業務は、別紙 1 - 3 庁舎清掃業務基準表に基づき行うものとするが、下記事項については、特に留意すること。

記

- 1 清掃業務の実施にあたっては、次の事項に十分注意すること。
 - (1) 職員の業務に支障のないよう配慮すること。
 - (2) 作業場では静粛にし、衛生及び火気の取扱いに注意すること。
 - (3) 備品、器物等については、丁寧に取扱うこと。
 - (4) じん芥を飛散させないこと。
 - (5) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、使用しないこと。
 - (6) 水の使用の際は、機戒設備等をぬらさないこと。
 - (7) 電気、水道の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - (8) その他細部について必要な場合は、甲の指定する者に連絡し、処理すること。
- 2 清掃業務実施にあたり、建物、備品その他に対し損害を与えたときは、乙の負担により賠償するものとする。
- 3 一日の清掃業務が終了後、別紙 1 - 4 清掃業務報告書に必要事項を記入し、当該月が終了後すみやかに一月分を提出することとする。
- 4 清掃業務実施中、破損箇所及び庁舎の異常等を発見したときは、直ちに甲の指名する者に報告すること。
- 5 庁舎の改修工事等が行われるときは、甲の指名する者と十分に連絡をとり、これに最も適した方法により清掃業務を実施すること。
- 6 清掃方法は、おおむね別に定めた基準表によるが、具体的には建物構造並びに対象物に最も適した方法で誠実かつ丁寧に実施すること。

<庁舎清掃業務基準表>

階別	清掃区分	数量		構造	清掃回数			清掃方法	その他	備考
		個数	面積 (m2)		日	年	その他			
1階	事務室		191.11	ビニル床タイル	●			事務室内ゴミ箱のゴミの回収を行う。		
	リフレッシュルーム		23.60	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこり落とす。机の水拭きをする。不要な新聞等の片付けをする。		
	洗濯室		18.78	磁器質タイル張	●			床は毎日水拭きし、掃除流し台は洗剤を使用して汚れを落とす。床、壁、窓等は汚れがひどい場合に洗剤等を使用して汚れを落とす。施設、器具等の簡易な点検をする。水石鹼液の補充をする。衣類乾燥機のフィルター清掃・交換を行う。		
	廊下		131.86	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁は必要に応じ水拭きする。		
	玄関・風除室		15.10	磁器質タイル張	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。ガラス戸両面の汚れを拭き取る。		
	階段		12.33	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁、手すりは必要に応じ水拭きする。		踊り場を含む
2階	詰所		282.83	長尺塩ビシート貼	●			廊下設置の詰所用ゴミ箱のゴミ捨てをする。		
	和室(1)		28.74	畳敷	●			畳は毎日掃き、必要に応じて水拭き等をする。毎日机上のほこり落とし及び水拭きをする。		
	和室(2)		28.74	畳敷	●			畳は毎日掃き、必要に応じて水拭き等をする。毎日机上のほこり落とし及び水拭きをする。		
	リフレッシュルーム		40.00	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこりを落とす。机の水拭きをする。		
	シャワールーム		46.10	磁器質タイル張	●			床は毎日水拭きし、タイル、洗面台は洗剤を使用して汚れを落とす。壁、窓等は汚れがひどい場合に洗剤等を使用して汚れを落とす。施設、器具等の簡易な点検をする。		

階別	清掃区分	数量		構造	清掃回数			清掃方法	その他	備考
		個数	面積 (m2)		日	年	その他			
管理棟	2階	脱衣室		20.92	ラワン合板	●			床は毎日水拭きして汚れを落とす。洗面器内部と洗面台をたわしや雑巾等を使用し清掃する。壁、窓等は汚れがひどい場合に洗剤等を使用して汚れを落とす。施設、器具等の簡易な点検をする。	洗面器含む
		廊下		130.67	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。洗面器内部と洗面台をたわしや雑巾等を使用し清掃する。壁は必要に応じ水拭きする。水石鹼液の補充をする。	ロビー・洗面所含む
		階段		11.94	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁、手すりは必要に応じ水拭きする。	踊り場を含む
	3階	事務室		207.36	ビニル床タイル	●			事務室内ゴミ箱のゴミ捨てをする。	
		会議室		36.00	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこりを落とす。	
		リフレッシュルーム		42.42	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこりを落とす。机の水拭きをする。	
		部長・部次長室		36.80	カーペット敷	●			室内ゴミ箱のゴミ捨てをする。	
		廊下		116.07	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁は必要に応じ水拭きする。	ロビーを含む
		階段		11.94	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁、手すりは必要に応じ水拭きする。	踊り場を含む
	4階	粗大ゴミ受付センター		52.70	ビニル床タイル				なし	
		大会議室		112.11	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこりを落とす。	
		リフレッシュルーム		29.29	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。机、椅子のほこりを落とす。机の水拭きをする。	
廊下			86.61	長尺塩ビシート貼	●			床は毎日掃き、モップなどで水拭きをする。壁は必要に応じ水拭きする。		

階別	清掃区分	数量		構造	清掃回数			清掃方法	その他	備考
		個数	面積 (m2)		日	年	その他			
管理棟	各階共通 (階段・床は除く)	便所		135.20	磁器質タイル張	●			床は毎日モップなどで水拭きをする。壁、窓、窓枠等が汚れている場合は水拭きする。	身障者用を含む
		大便器	21			●			便器内部を棒たわし等を使用し清掃する。汚れがひどい場合は、洗剤等を使用して汚れを落とす。便器外側の汚れを拭き取る。施設、器具等の簡易な点検、トイレットペーパーやシートペーパーの補充をする。	身障者用を含む
		小便器	17			●			便器内部を棒たわし等を使用し清掃する。汚れがひどい場合は、洗剤等を使用して汚れを落とす。便器外側の汚れを拭き取る。施設、器具等の簡易な点検や芳香ボールの補充をする。	身障者用を含む
		洗面台・洗面器	19			●			洗面器内部と洗面台をたわしや雑巾等を使用し清掃する。汚れがひどい場合は、洗剤等を使用して汚れを落とす。鏡や水洗器具の汚れを拭き取る。施設、器具等の簡易な点検や手洗い用石鹸液の補充をする。	身障者用を含む
		空調室内機 フィルター	83					●	年2回館内の空調機フィルターの洗浄をする。清掃する日は休業日とし、事前に市と実施日を協議すること。	
	その他	建物周辺				●			毎日1回建物周辺に飛散しているゴミがある場合は、回収する。玄関周辺の掃き掃除を行う。	
		エレベータ				●			床は毎日掃き、鏡、手すり、壁等の汚れを拭き取る。	
		手指消毒剤				●			毎日1回残量を確認し、適宜補充をする。	
		喫煙所				●			喫煙所の灰皿の清掃	
		その他市が定める清掃						●	上記以外の簡易な清掃で市が必要と判断するもの。(適時)	
処理棟	2階	窓ガラス	2	8.64	各種	●		年1回2階見学通路の工場側高所(H=9m)の窓及び窓枠の清掃をする。方法については、高所作業車等の労働安全上適正な方法により実施するものとする。		

※面積は室面積であり、室内の収容物等により業務の対象となる面積とは異なる。

清掃業務報告書

令和 年 月 日 曜日

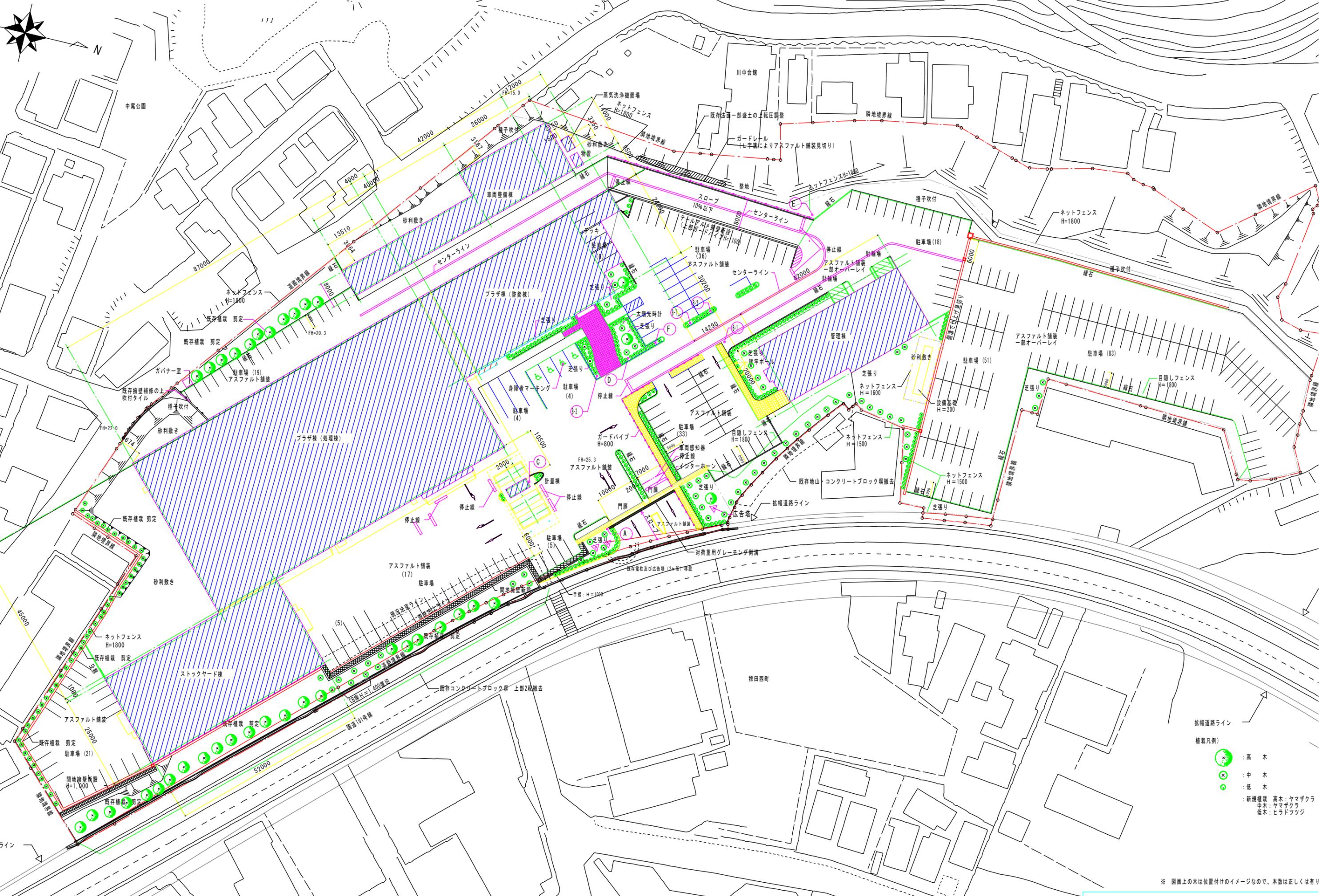
勤務者

	1階 便所	2階 便所	3階 便所	4階 便所	各階段	1階 廊下・ホール	2階 廊下・ホール	3階 廊下・ホール	4階 廊下・ホール	1階 洗濯室	玄関 風除室	ゴミ箱
	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
午前												
午後												

	2階 和室 1	2階 和室 2	2階 シャワー室	2階 脱衣室	1階 リフレッシュ	2階 リフレッシュ	3階 リフレッシュ	4階 リフレッシュ	3階 会議室	4階 大会議	建物 周辺	エレ ベータ
	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
午前												
午後												

備考	・トイレトペーパー 箱 受取
----	----------------

【別途実施項目】 空調室内機フィルター
窓ガラス

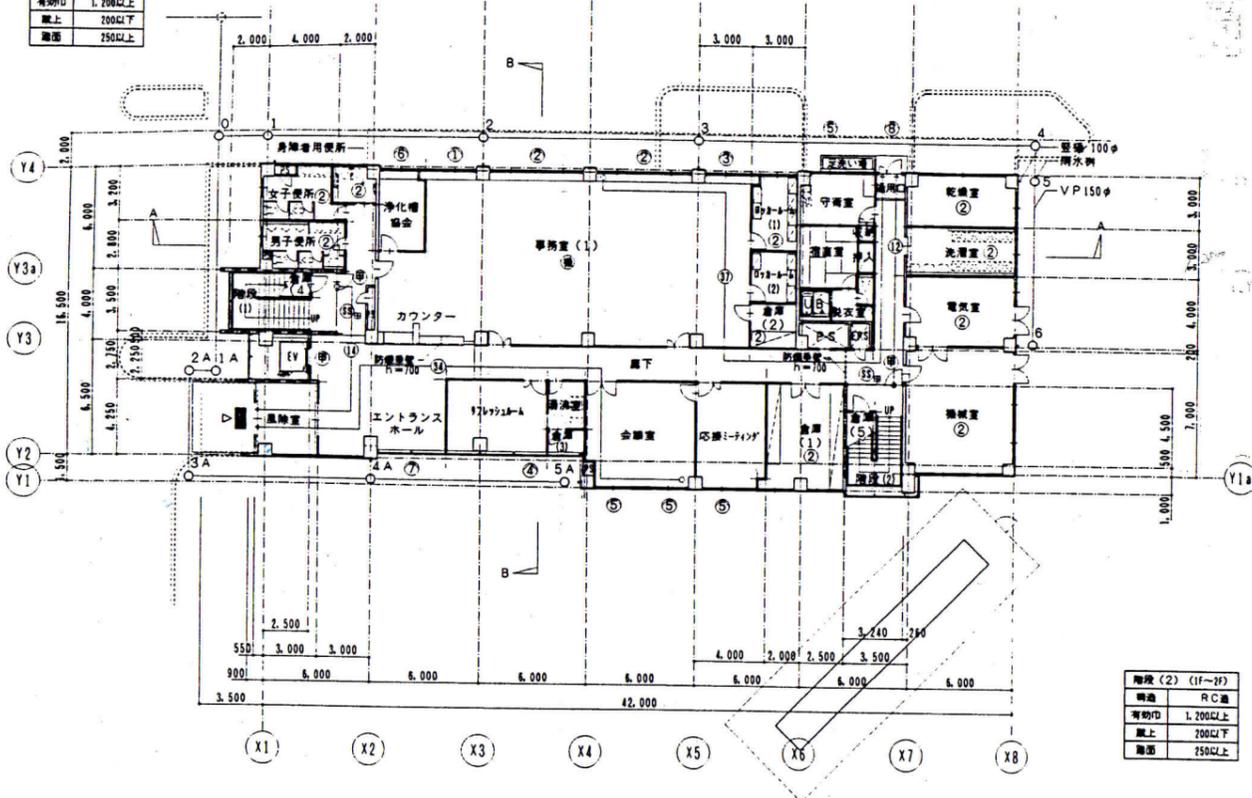


- 植栽凡例)
- : 高木
 - : 中木
 - : 低木
 - 新規植栽 高木: ヤマザクラ
 - 中木: ヤマザクラ
 - 低木: ヒラドツジ

※ 図面上の木は位置付けのイメージなので、本数は正しくは有り

階段 (1) (1F~2F)
構造 R C造
有効巾 L 200以上
屋上 200以下
階高 250以上

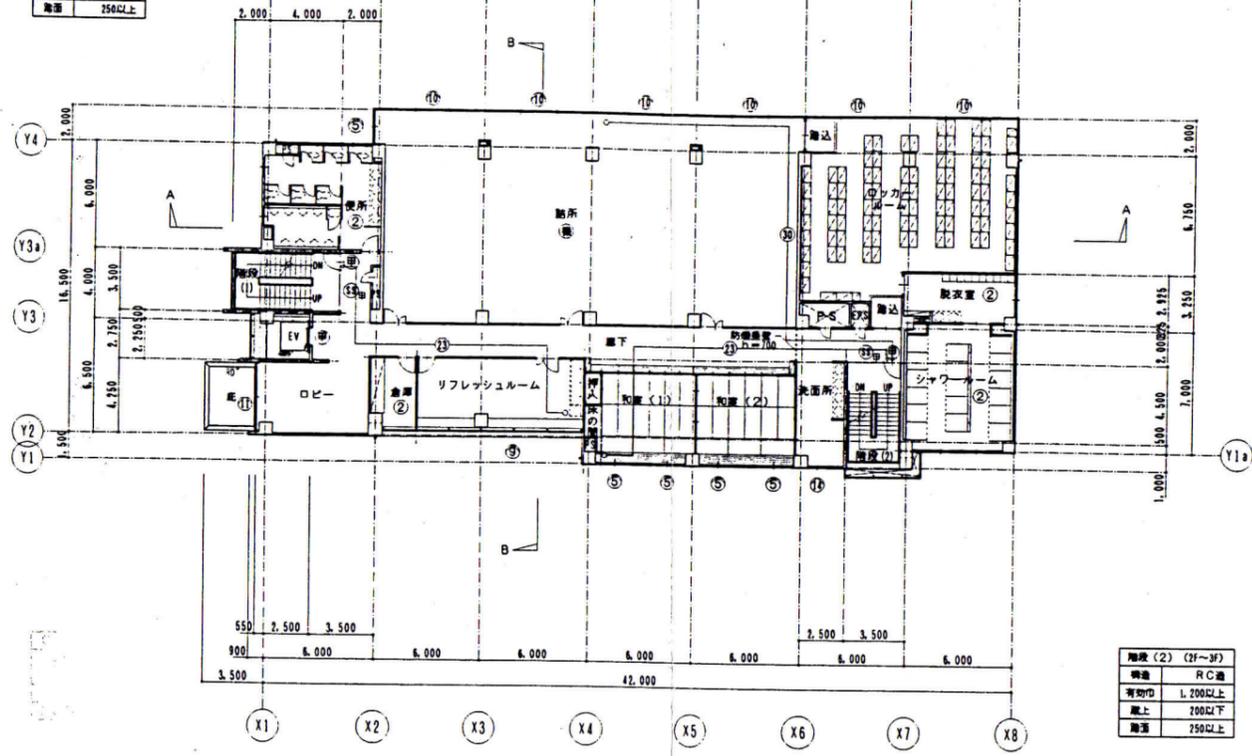
ブラザ鋼材 (別途工事) に接続



階段 (2) (1F~2F)
構造 R C造
有効巾 L 200以上
屋上 200以下
階高 250以上

1階平面図 1:200 防火区画A 678.68㎡

階段 (1) (2F~3F)
構造 R C造
有効巾 L 200以上
屋上 200以下
階高 250以上



階段 (2) (2F~3F)
構造 R C造
有効巾 L 200以上
屋上 200以下
階高 250以上

2階平面図 1:200 防火区画B 757.03㎡

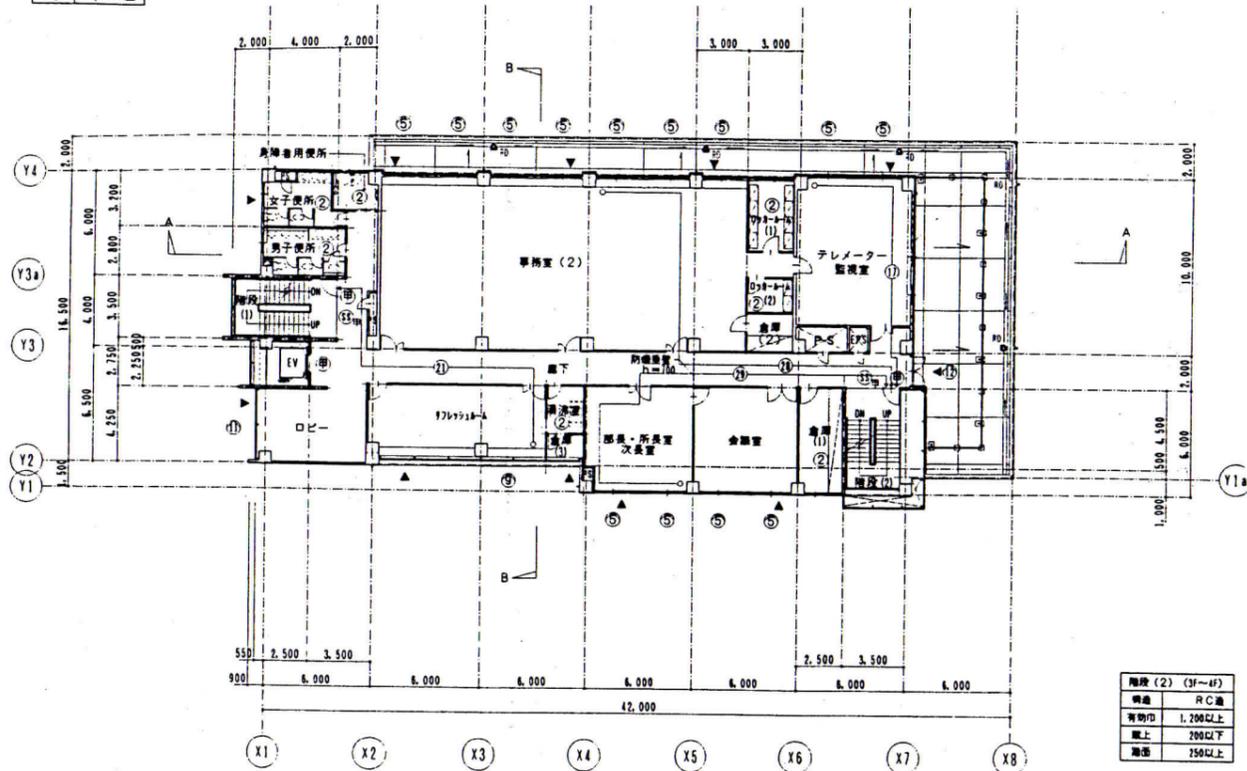
男子用便所 (1)	浄化槽給水	守衛室	管理室	女子用便所	エレベーター・廊下	ロッカールーム (1)	電気室
A 191.11	A 11.82	A 11.7	A 13.5	A 12.98	A 106.03: 23.83	A 11.78	A 25.04
L 26.38	L 3.24	L 3.16	L 3.18	S 2.42: 0.67	S 2.42: 0.67	S 2	S 2
V 機械換気	V L.58	V L.49	V L.49	男子用便所	清潔室	ロッカールーム (2)	機械室
S 4.08	S 0.64	S 0.64	S 0.64	A 14.20	A 5.80	A 8.11	A 43.87
				S 2	S 2	S 2	S 2
リフレッシュルーム	会議室	応接ミーティング	脱衣室	身障者用便所	倉庫 (3)	倉庫 (2)	洗濯室
A 23.60	A 36.80	A 13.70	A 4.47	A 4.87	A 1.30	A 4.95	A 16.78
L 13.88	L 6.32	L 3.16	S 2	S 2	S 2	S 2	S 2
V 1.22	V 2.98	V 1.49					
S 2.42	S 1.28	S 0.64					

脱衣室	ロビー・廊下	ロッカールーム	便所
A 282.83	A 101.59: 26.08	A 113.04	A 38.20
L 43.40	S 2.70: 0.53	S 2.77	S 2
V 機械換気			
S 6.08			
リフレッシュルーム	和室 (1)	和室 (2)	脱衣室
A 40.00	A 26.74	A 26.74	A 16.81
L 15.75	L 12.64	L 12.64	S 2
V 2.76	V 5.96	V 5.96	A 46.10
S 2.76	S 2.58	S 2.58	S 2



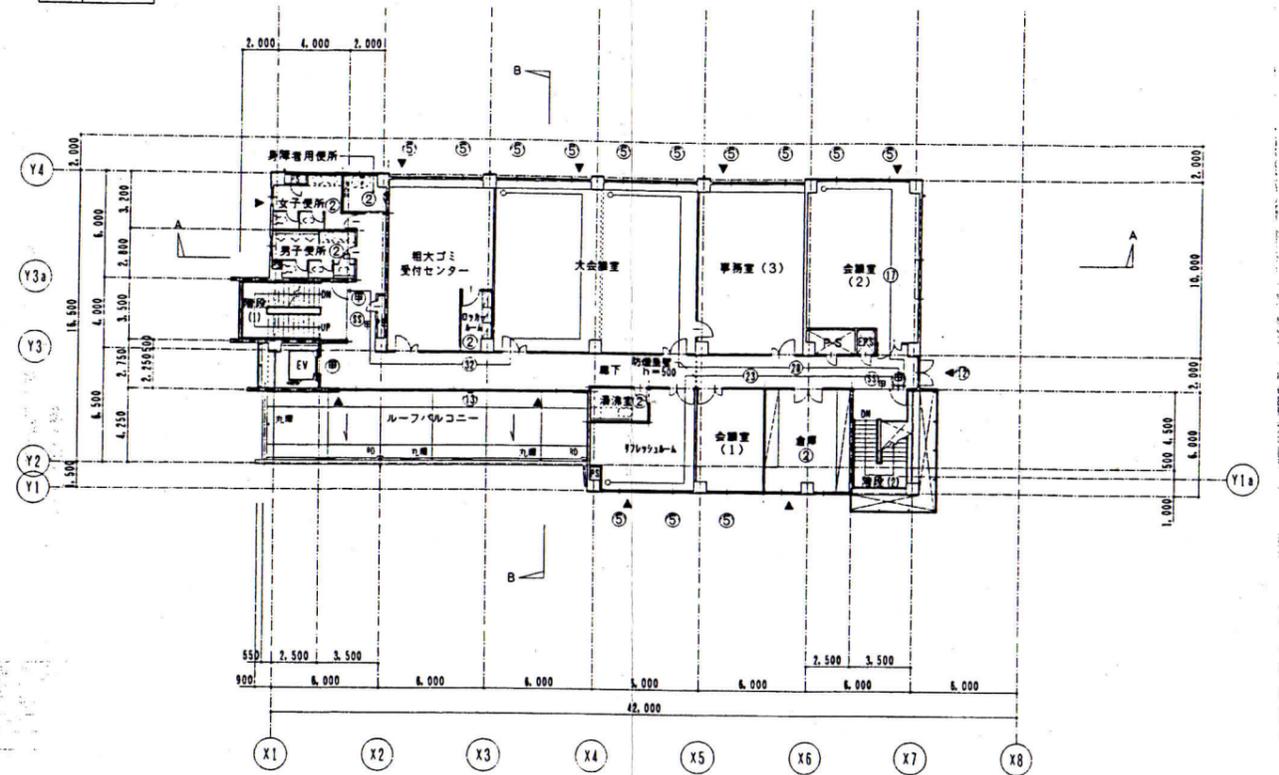
凡例	層名を示す	①	令112条14項による常時閉鎖型の特定防火設備	②	縦入りガラスの窓	③	避難経路及び歩行距離を示す (全、下向き距離) < m >	④	RC床・壁・扉を示す	⑤	注記
A	室面積 (㎡)	②	令112条14項による臨時閉鎖型構造の特定防火設備	③	耐火強化ガラス (1+8) 入り縦断特定防火設備	④	避難経路及び歩行距離の内、直線距離を示す < m >	⑤	ALC壁を示す	⑥	1. 階段室は、令124条の2項1項ただし書き第3号により避難免除。
L	有効開口面積 (㎡)	④	避難指示1111号による甲種防火戸	④	臨時閉鎖型構造の特定防火シャッター	⑤	令112条1項による防火区画	⑥	LGS壁を示す	⑦	2. 避難オペレーターの操作ボックスの高さは、特記なき限り F+L 200とする。
V	有効換気面積 (㎡)	⑤	法規1条3号の2ロによる防火設備	⑤	非常用照明を設置する室	⑥	令112条の6、1項2号による非常用出入口に代る開口部	⑦	2室共用の室を示す	⑧	3. 倉庫1436-1項(4号)の(4)適用箇所、④以外の扉は共通で常時閉鎖式不燃扉とする。
S	有効避難面積 (㎡)	⑥	法規1条3号の2ロによる防火設備	⑥	機械換気を行う室	⑦	①~⑥	⑧		⑨	4. PSは、各階においてコンクリートスラブにて水平区画とする。
変更記号											
下関市新環境センター (管理棟) 建設主体工事											
平面図 (1)											
1/200											
A-07/55											

階種 (1) (F~4F)
構造 R C造
有効巾 1,200以上
取上 200以下
取落 750以上



3階平面図 1:200 防火区画C 581.55㎡

階種 (1) (4F~4F)
構造 R C造
有効巾 1,200以上
取上 200以下
取落 750以上



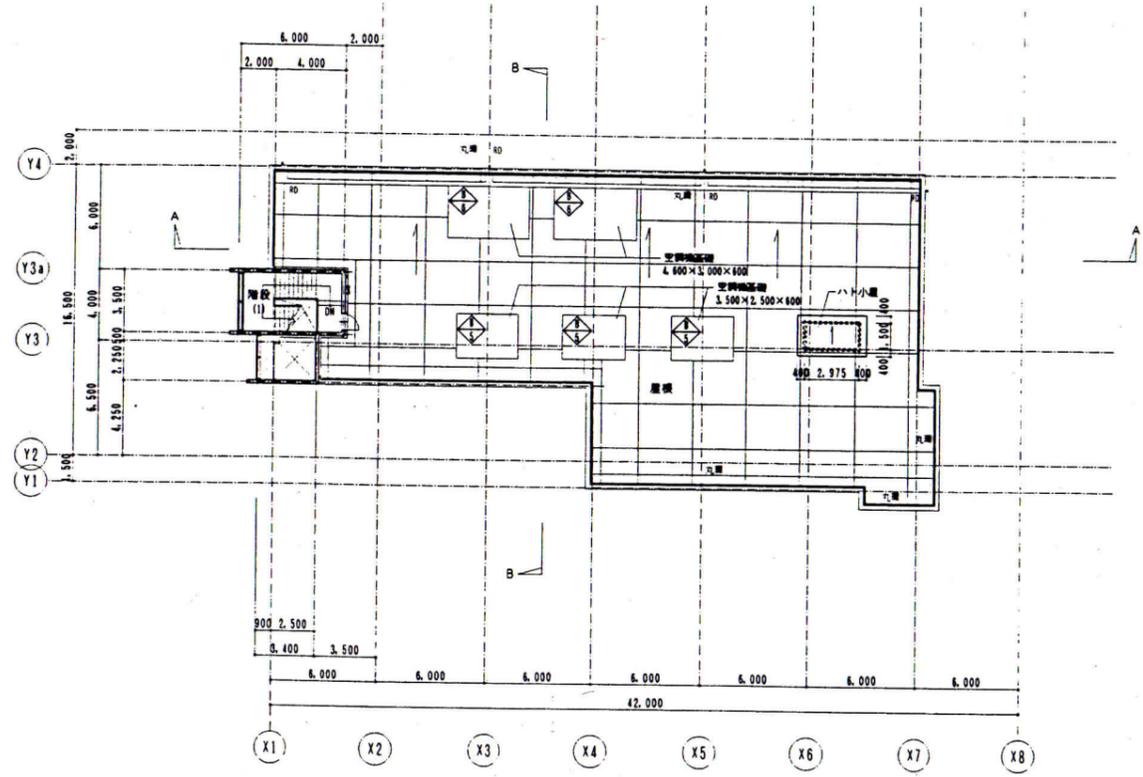
4階平面図 1:200 防火区画D 502.96㎡

車庫室 (2)		テレメータ監視室		リフレッシュルーム		部長・所長室・次長室		会議室		ロビー・廊下	
A	207.36	A	55.54	A	42.47	A	36.80	A	36.00	A	18.11: 27.98
L	32.17	L	6.37	L	15.75	L	6.37	L	6.37	S	2.70: 0.63
V	16.43	V	2.98	V	4.28	V	2.98	V	2.98		
S	4.48	S	1.78	S	3.45	S	1.78	S	1.78		
会議室 (1)		会議室 (2)		会議室 (3)		ロッカールーム (1)		ロッカールーム (2)		清掃室	
A	15.00	A	6.02	A	3.30	A	11.23	A	5.48	A	5.80
S	(2)	S	(2)	S	(2)	S	(2)	S	(2)	S	(2)
男子便所		女子便所		男子便所		女子便所		身障者便所			
A	14.20	A	12.98	A	14.20	A	12.98	A	4.87		
S	(2)	S	(2)	S	(2)	S	(2)	S	(2)		

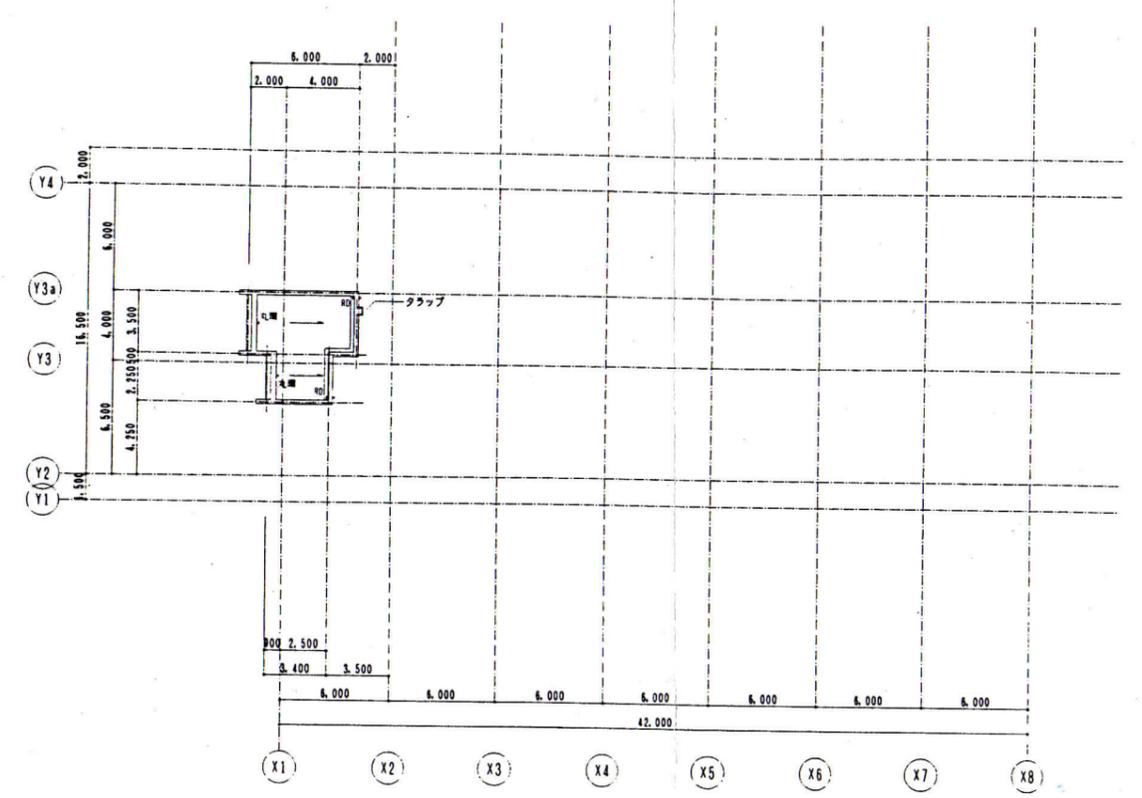
最大ゴミ受付センター		大会議室		車庫室 (3)		会議室 (2)		ロッカールーム		女子便所	
A	52.70	A	112.11	A	36.00	A	65.35	A	6.30	A	12.98
L	6.37	L	12.64	L	6.37	L	6.37	S	(2)	S	(2)
V	2.98	V	5.98	V	2.98	V	2.98				
S	1.78	S	2.98	S	1.78	S	1.78				
リフレッシュルーム		会議室 (1)		ロビー・廊下		清掃室		男子便所		身障者便所	
A	28.28	A	22.74	A	60.00: 26.61	A	6.65	A	14.20	A	4.87
L	6.37	L	5.18	S	1.65: 0.63	S	(2)	S	(2)	S	(2)
V	2.98	V	1.49								
S	0.64	S	0.64								



凡例	記号	内容	凡例	記号	内容	凡例	記号	内容	凡例	記号	内容	凡例	記号	内容	凡例	記号	内容
壁	---	示す	①	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	②	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	③	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	④	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑤	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備
A	□	有効床面積 (㎡)	⑥	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑦	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑧	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑨	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑩	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備
L	□	有効床面積 (㎡)	⑪	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑫	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑬	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑭	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑮	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備
V	□	有効床面積 (㎡)	⑯	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑰	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑱	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑲	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	⑳	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備
S	□	有効床面積 (㎡)	㉑	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	㉒	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	㉓	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	㉔	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備	㉕	○	令112条14項1号による常時作動型の特定防火設備



R階平面図 1:200



PH層概伏図 1:200



凡例		記号		説明		図面名称		備考	
○	居室を示す	①	令112条14項1号による常時開放型の特定防火設備	②	縦入りガラスの窓	③	H12年建設1436号1項4号ハの①	④	避難経路及び歩行距離を示す(※、下欄参照) < m >
A	居室面積 (㎡)	⑤	令112条14項1号による種別等別式構造の特定防火設備	⑥	耐火強化ガラス (H+) 入り開口部特定防火設備	⑦	H12年建設1436号1項4号ハの②による避難用の室	⑧	避難経路及び歩行距離の内、重量距離を示す < m >
L	有効換気面積 (㎡)	⑧	建設省告示1111号による甲種防火戸	⑨	種別等別式構造の防火シャッター	⑩	H12年建設1436号1項4号ハの③による避難用の室	⑪	令112条1項による防火区画
V	有効換気設備 (㎡)	⑪	法第2条9号の2ロによる防火設備	⑫	非常用照明を設置する室	⑬	令112条の6、1項2号による非常用出入口に付る開口部	⑭	令112条13項による昇降機用区画
S	有効避難面積 (㎡)	⑬		⑭	換気設備を行う室	⑮	令112条の6、1項2号による非常用出入口に付る開口部	⑯	令112条1項ただし書きによる防火区画境界線部分
変更記事									
工事名						図面名称		備考	
下関市新環境センター (管理棟) 建設主体工事						平面図 (3)		1/200	
								設計 図章	
								A-09/55	